



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公法判例研究
Author(s)	奥谷, 知冬
Citation	北大法学論集, 76(5), 183-202
Issue Date	2026-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98783
Type	departmental bulletin paper
File Information	06_0kuya_lawreview_76_5.pdf



公法判例研究

奥谷知冬

民法709条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たるとされた事例

最高裁第一小法廷令和7年3月3日決定¹

令和6年(許)第31号過料決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
裁時1859号9頁

【事案の概要】

宗教法人である世界平和統一家庭連合（以下、「本件法人」という。）の所轄庁である文部科学大臣は、本件法人の信者らが行った本件法人への献金の勧誘等が民法709条の不法行為を構成するとして当該信者らの損害賠償責任を認めた22件の民事訴訟の各判決が存在すること²などを踏まえて、本件法人について宗教法人法（以下、「法」という。）81条1項1号に該当する事由がある疑いがあると認め、令和4年11月から令和5年7月にかけて、7回にわたり、本件法人に対して法78条の2第1項に基づく報告を求めた。しかし、本件法人は、報告を求められた事項の一部について報告をしなかった。

¹ 以下、「本決定」という。本決定の評釈として、窪田栄一「判批」新・判例解説 Watch（憲法 No.250）（2025年6月13日掲載）が存在する。

² なお、22件の民事判決で認定された事実関係によると、全国各地において、長期間にわたり、本件法人の信者らによって、100名を超える多数の被害者らに対し、その財産権や人格権を侵害する違法な行為が繰り返されており、さらに、22件の民事判決で認容された被害者らの損害額の総額は、15億円超に上っている。

そこで、文部科学大臣は、同年9月、東京地方裁判所に対し、本件法人が上記の報告をしなかったことは、宗教法人の代表役員等を過料に処する場合について定める法88条10号に該当するとして、本件法人の代表役員である原告人を過料に処すべきとする通知をしたところ、東京地方裁判所は、令和6年3月、原告人を過料10万円に処する旨の決定（原々決定）をした³。そこで、本件法人が抗告したところ、原決定⁴は、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると判断した上で、上記各判決の内容等からすれば、文部科学大臣が本件法人に対して法78条の2第1項に基づく報告を求めた時点において、本件法人について法81条1項1号に該当する事由がある疑いがあったと認められ、文部科学大臣が上記の報告を求めたことは適法なものであったなどとして、原々決定に対する原告人の抗告を棄却した。本件法人抗告。

【判旨】（抗告棄却）

「所論は、民法709条は、一定の行為をした者が損害賠償責任を負う旨を定めるにとどまり、当該行為を禁止する旨を定めた規定ではなく、同条の不法行為を構成する行為は同条違反の行為ではないのであって、これが法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することはできないなどとして、原決定の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。

しかしながら、民法709条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。

むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿うものというべきである。すなわち、法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法1

³ 東京地決令和6年3月26日公開物未搭載（D1-Law.com 判例体系〔28323503〕）。

⁴ 東京高決令和6年8月27日公開物未搭載（D1-Law.com 判例体系〔28323505〕）。

条1項)、宗教団体に法人格を付与し得ることとしているところ(法4条)、法81条1項1号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすることにあると解される(最高裁平成8年(ク)第8号同年1月30日第一小法廷決定・民集50巻1号199頁参照)。そうであるところ、民法709条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。したがって、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

また、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるところ(前掲平成8年第一小法廷決定参照)、ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。

以上によれば、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である。」

【評釈】

1. はじめに

本決定は、直接的には、法78条の2第1項に基づく報告を本件法人が行わなかった際の、法88条10号に基づく過料の徴収の可否が争われた事案であるが、実質的には、その前提となる、法81条1項1号の法解釈が争点となっている。この点、従来は、刑法に違反する行為が争点とされてきたところ(3.)、本件では、民法709条の不法行為が争点となり、その上で本決定では、法81条1項

1号の要件である「法令に違反」する行為に不法行為が含まれることが認められた。そして、この点は、同種の解散請求の実施に際して、実務上意義があるものと思われる。

他方、本決定では、「法令違反」という、公法⁵及び私法⁶のいずれにおいても、広く要件として用いられている表現が争点とされており、本決定の射程によっては、宗教法人法以外の法令が定める当該要件の解釈について、多大なインパクトを及ぼす可能性がある。とりわけ、行政法規については、主に公益の実現ないし保護が念頭に置かれるところ⁷、それに対して、民法709条の不法行為は、本来私益への侵害行為であることから、本決定は、異なる性質をそれぞれ有する行政法規と不法行為の関係性という視点からも、問題となりうる。それゆえ、本決定については、以上の点を踏まえつつ、とりわけその射程を中心に、慎重な分析が行われるべきであろう。従って、本稿では、本決定の射程の明確化という点を目的として、本決定の分析を行うこととする。

以下では、初めに本決定に係る諸規定（2.）及び解散命令に関する先例を確認した上で（3.）、本決定を分析し（4.）、最後に本決定の射程（5.）を論じる。

⁵ 例えば、法人の解散や認証の取消しの要件に法令違反を設けている規定として、後述（後掲注49）で検討する特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）41条ないし43条のほか、農林中央金庫法86条1項、医療法66条1項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律29条2項3号、銀行法27条等が存在する。

⁶ 例えば、会社法355条は、「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」（傍点筆者）として忠実義務を規定し、法令違反を含む当該忠実義務違反に際しては、任務懈怠責任に基づき損害賠償責任が生じる（同法423条1項）ところ、ここでの「法令」とは、「商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるもの」と解されている（最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁）。

⁷ 行政法においては、主に、公益実現のために人々に働きかけをする作用が念頭に置かれている（興津征雄『行政法Ⅰ 行政法総論』（新世社、2023年）3頁参照）。

2. 関連法令

(1) 宗教法人法

宗教法人は、法1条1項の目的⁸に基づき、法12条及び15条所定の手続⁹を経て設立される。また、宗教法人の解散事由も法定されており（法43条）、ここでは任意解散（1項）及び法定解散（2項）が定められている。裁判所による解散命令は、同条2項5号が規定している。

そして、この裁判所による解散命令を行うにあたり、事前手続の一つとして、法78条の2は、公営事業以外の事業の停止命令（1項1号）、認証の取消（2号）、解散命令の請求のため（3号）の報告徴収及び質問を規定している¹⁰。いずれかに該当する疑いがあると認められる場合¹¹、法を施行するため必要な限度において、宗教法人の業務または事業の管理運営に関する事項について、宗教法人に対し報告を求め、または宗教法人の代表役員等の関係者に対して質問することができる。そして、法88条10号は、法78条の2に対する罰則規定を定めており、罰則として、宗教法人の代表役員等に過料が科せられることとなる。

その上で、法81条は、前述の裁判所の解散命令について定める。ここでは、

⁸ 「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えること」。

⁹ 法12条所定の事項を記載した規則を作成し、諸官庁の認証を受けた上で（認証主義）、設立の登記をすることで成立する（法15条、準則主義）。この方式は「憲法の宣言する信教の自由（二十条）に照応するものであり」（我妻栄『新訂 民法総則』（岩波書店、1965年）140頁）、その帰結として、旧民法下における、民法上の法人が主務官庁の許可を得て設立され（旧民法34条）、その業務が主務官庁の監督に属し、主務官庁はいつでも職権により法人の業務及び財産状況を検査できる（同法67条）という仕組みは、宗教法人法によっていわば死文化されたものと解されていた（大石真「憲法と宗教法人制度」同『憲法と宗教制度』（有斐閣、1996年）255頁）。

¹⁰ 当該規定は、平成7年宗教法人法改定時に加えられた。その背景には、解散命令請求等に関して、所轄庁の権限を適正に行使するための判断の基礎となる客観的な資料が得られるようにするという目的が存在する（渡部蓊『逐条解説 宗教法人法〔第4次改訂版〕』（ぎょうせい、2009年）357-358頁）。同条の内容につき参照、田近肇「カルト規制に関する憲法学の視点」近畿大学法学70巻2=3=4号（2023年）23-32頁。

¹¹ 従って、本決定時点では、本件法人の諸不法行為が後述する法81条1項1号の要件を充足するか、という点が争われているわけではなく、この点は留意すべきである。

一定の事由として、①公益目的ないし宗教団体の目的を逸脱するもの、②宗教法人としての要件を欠くに至ったもの、③宗教団体としての要件を欠いていることが判明したもの、という三類型が挙げられ¹²、そのうち①に該当する同条1項1号は、「法令¹³違反」の結果、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」（以下、後者の要件を「法81条1項1号第二要件」という。）行為を、解散命令の事由として定めている¹⁴。

（２）民法709条

次に、民法709条について確認する。前提として、条文それ自体は、形式的には、要件効果規定であるに過ぎない。従って、この点にのみ着目すると、「不法行為」とは、単に損害賠償債務の発生原因であるに過ぎない¹⁵。しかしながら、その背景にある思想や、民法709条の要件に関する議論を敷衍すると、この条文では、以下の二つの場面で、法への違反、あるいは「違法性」の概念が論じられる¹⁶。

（a）前提として、不法行為それ自体につき、代表的な体系書において、「私的生活関係において他人の権利を侵害する行為であって、法秩序がその権利を

¹² 渡部・前掲注10) 375頁。

¹³ ちなみに、立法過程の時点で既に、法81条における「法令」とは、あらゆる法律、命令及び条例を指すものと解されていた（昭和26年3月24日参議院文部委員会政府委員答弁〔篠原義雄発言〕。また参照、渡部・前掲注10) 378-379頁、昭和31年6月3日衆議院法務委員会調査局長答弁〔福田繁発言〕）。

¹⁴ なお、昭和25年3月24日の政府原案第22条1項1号では、「法令に違反し、又は公共の福祉に反したとき」とされていた。しかし、これでは、一方の要件の充足により解散を命じられることとなり、それでは酷であることから、要件を緩和して、法令違反の結果、公共の福祉の侵害が生じた場合に限って解散を命じられるようにすべく、「法令に違反し、又は」が「法令に違反して」と変更され、さらに、解散命令の乱発を避けるために、「著しく」、「明らかに」という副詞を追加した、という立法上の背景が存在する（井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1969年）414頁）。

¹⁵ 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937年）94頁参照。

¹⁶ なお、国会や文化庁においても、民法（上の不法行為）が法81条1項1号の「法令」に該当するか否かについて討議されていた（窪田栄一・前掲注1）判批2-3頁、田近・前掲注10) 24-26頁参照）。

保護するために、行為者の権利にも配慮しつつ設定した禁止・命令規範に違反すると評価されるものをいう。」(傍点筆者)と解説されることがある¹⁷。この点から、不法行為それ自体が、何らかの「法秩序」への違反を観念していることが見受けられる。しかし、ここでは、あくまで抽象的な法秩序への違反が観念されているに留まる。

(b) その上で、具体的な局面として、次に民法709条に目を向けると、民法709条の要件のうち、「権利・法益侵害」要件につき、これを「法規違反の行為」すなわち「違法性」と捉える見解が存在する¹⁸。これは、いわゆる大学湯事件¹⁹を契機として、民法709条の「権利侵害」は「違法性」の一つの徴表にすぎない、という末川博の主張²⁰に端を発し、1970年代に至るまで民法学上の通説を獲得した見解である。

本稿では民法学の詳細な議論に立ち入ることはせず、ここでは、以下での本決定の分析に際して着目すべき点を、二点指摘する。

第一に、末川の主張が次の前提に基づいている点である。それは、権利として認められているものは、法律がその内容を是認したものであり、従って個々の権利の内容は、法律秩序の一部分を形成しているものであり、そのような権

¹⁷ 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』(信山社、2009年)2頁。

¹⁸ なお、判例が「不法行為法上違法」と表現する場合、学説上は、民法709条の要件としての「違法性」を指すものと捉えているようである(例えば、「不法行為法上違法となる」という表現が用いられている、最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁につき、民法709条の要件としての権利侵害及び違法性の問題として分析が加えられている(窪田充見『不法行為法〔第2版〕』(有斐閣、2018年)146-147頁等))。

¹⁹ 大判大正14年11月28日民集4巻670頁。旧民法709条が規定する権利侵害要件に対して、「権利」ととどまらず、「法律上保護セラルルノ利益」もまた不法行為の保護の対象となるとし、かつ、旧民法709条の「他人ノ権利ヲ侵害シタル」という要件を「法規違反ノ行為ニ出テ」と読み替えて判断を下した判例である。ただし、大学湯事件においても、形式的には、単なる所有権の行使が問題となったに過ぎず、その意味で、形式的な(実定)法規への違反は存在しなかった。それゆえ、ここでの「法規違反」とは、「公序良俗違反」を指すものと解されている(我妻・前掲注15)不法行為123頁)。

²⁰ 末川博『権利侵害論〔第2版〕』(弘文堂、1949年)303-304頁。いわゆる「違法性徴表説」である。

利の侵害は、直ちに法律秩序を破るということとなる²¹、という前提である。すなわち、末川の見解によるならば、「違法性」要件の出発点となる理念は、現実の人の生活に与えられる、実定的な法律の集合体たる「法律秩序」への違反を念頭においている²²。従って、この点を強調すれば、不法行為を法律への違反行為と捉える解釈もありうるところである。

他方、第二に、違法性論者として末川の見解を発展ないし具体化させ、民法学で通説ないし有力説を獲得するに至った論者は、「違法性」の判断につき、非侵害利益の種類と侵害行為の態様との相関関係により決せられるものとする見解²³や、「過失」を行為義務違反と、「権利侵害」を「不法行為法的保護を与えるにふさわしい法益の侵害」と捉え、その上で「違法性」を「(故意) 過失によって権利を侵害し損害を発生させること」と把握する見解²⁴などを示して

²¹ 末川・前掲注20) 292-293頁。

²² 末川・前掲注20) 210-212頁参照。また、末川は、法律秩序を、「法律が実現されたものとしての人の社会生活についての秩序」とも表現している(末川・同上286頁)。

²³ 我妻・前掲注15) 不法行為125-152頁(とりわけ125-126頁)。いわゆる「相関関係理論」である。ここで、考慮要素の一つである侵害行為の類型として、刑法法規及び取締法規違反が、違法性が認められやすくなる行為態様として挙げられており(我妻・同上142-143頁参照)、これらの類型の場合については、ここでの違法性は実定法規違反と同視されうる。ただし、取締法規違反については、取締法規が、不法行為責任において問題とされている利益侵害に関して、その利益を保護することを目的として規定されている場合に限り、不法行為責任の成立の判断に影響を与えうるものと解されている(我妻・同上143頁)。

なお、例えば適法な行政庁の許可ないし特許を得て行った行為等の適法行為であっても、当該行為によって他人に損害を発生させた場合は、なお違法性が認められ、不法行為による損害賠償が生じる可能性があること(適法行為による不法行為)を指摘する見解が存在する(加藤一郎『不法行為〔増補版〕』(有斐閣、1974年) 39頁。また参照、窪田充見・前掲注18) 不法行為法98頁)。反対に、浦安町ヨット係留施設撤去事件(最判平成3年3月8日民集45巻3号164頁)につき、ある行為が、行政法上の権限規範に照らすと「違法」であっても、損害賠償法上の観点からは「違法」ではない、ということを示した判決だと理解する見解も存在する(神橋一彦「行政救済法における違法性」磯部力=小早川光郎=芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ』(有斐閣、2008年) 250頁)。なお、これらの点に関して、岸本太樹「行政法規と私法規の相互作用関係」公法研究85号(2024年) 161-162頁も参照。

²⁴ 前田達明『民法Ⅳ₂(不法行為法)』(青林書院新社、1980年) 121-123頁。いわゆる「違

いる点である²⁵。すなわち、ここで「違法性」と称されるものは、原則として、行為の態様が明示的な刑罰法規または取締法規違反であるかといった、実定法規への違反という要素だけに拘泥せず、侵害された利益や当事者の行為等の諸要素をも裁判上で評価し、それが民法709条における「他人の権利又は法律上保護される利益」への侵害という要件を充足するか、という判断プロセスを経て抽出されるものとなる²⁶。

(c) 以上、要するに、民法709条において「違法性」が論じられる場合、末川の見解のように、原理的な側面で実定法規への違反を観念する可能性もありうるところではあるが、通常は、個別具体的な実定法への違反とは異なる、不法行為特有の「違法性」を想定していることが見て取れる。

以上を踏まえて、最後に、本決定の分析に向けて論点を整理する。まず、一般に「法令」とは、「国会が制定する法律及び国の行政機関が制定する命令を合わせて呼ぶときに用いられる語」である²⁷。従って、その理解に忠実に従うならば、「法令に違反」する行為とは、国会が制定する法律及び行政機関が制定する命令への違反、すなわち実定法規への違反行為と解されるはずである。他方、民法709条は、形式的には要件効果規定であるにとどまる。また、前述の民法学上の議論においても、通常は、抽象的な「法秩序」への違反や、実定法規違反とは異なるニュアンスの「違法性」を観念している。このような性質を有する不法行為を、本決定は、どのような論理で、法81条1項1号における

法性一元論」である。

²⁵ なお、これらの考え方の下では、生じた損害に損害賠償を与えることが妥当かどうか、という利益衡量が決め手となり、「違法性」の有無も、このような利益衡量に還元されてしまうことになる、という指摘も存在する（藤田宙靖『（新版）行政法総論 下』（青林書院、2020年）215頁）。

²⁶ この点、違法性一元論の立場からではあるが、前田・前掲注24) 122-123頁は、「不法行為法の制度目的ないし機能は、発生した損害の公平な分配ということであるが、……「公平」という限りは、それぞれの事情を比較衡量して賠償の有無、範囲、額を定めなければならない。すなわち、右の事情を同一の土俵すなわち次元において考量しなければならない。そして、この土俵（次元）を「違法性」と名付けるわけである。」（下線筆者）と論じる。

²⁷ 法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第5版〕』（有斐閣、2020年）1070頁。

「法令に違反」する行為と解釈したのだろうか。この点を念頭に置いた上で、次に従前の裁判例を確認する。

3. 従前の裁判例

本決定以前に解散命令の適法性が争われた事例として、オウム真理教及び宗教法人明覚寺に対する解散命令が存在する。以下では、オウム真理教事件を確認する²⁸。

ここでは、まず原決定²⁹が、次の指摘を行う。すなわち、法81条1項1号（及び2号）の要件につき、「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為……と解するのが相当である。」（下線筆者）という指摘である。この原決定からは、「法令」について、明示的に、「実定法規」が規定する禁止規範及び命令規範を念頭に置いていることが理解できる³⁰。他方、最高裁決定³¹は、本決定でも参照された重要な判示は存在するものの³²、原決定のような、同号の要件の内容に関する詳細な検討は行われなかった。

以上の決定によると、少なくとも刑罰法規違反は、法81条1項1号の「法令に違反」する行為に該当することが分かる。しかしながら、明らかな実定法規

²⁸ 宗教法人明覚寺への解散命令が争われた事案（和歌山地決平成14年1月24日訟月8巻9号2154頁）は、後述するオウム真理教事件原決定に依拠した内容であるため、検討を省略する。

²⁹ 東京高決平成7年12月19日民集〔参〕50巻1号231頁。以下、「平成7年高決」という。

³⁰ なお、本件法人は、当該判示部分を参照した上で、民法709条の不法行為は法81条1項1号の「法令に違反」する行為に該当しない、という主張を行っていた。

³¹ 最決平成8年1月30日民集50巻1号199頁。以下、「平成8年最決」という。

³² 解散命令の性質について、「法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない」と指摘した。また、法81条1項1号の趣旨について、「法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同条一項一号）……があった場合……には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（商法五八条）と同趣旨のものである」と指摘した。

違反と直ちには解釈しえない、民法709条の不法行為については、ここでの判示からはなお、その要件充足性を判断しえないものと思われる。

4. 本決定の分析

(1) 原決定

以上の前提を踏まえて、本決定の分析を行う。ここでは、原決定との比較検討を行うことで、本決定の特色をより明確にする³³。

(a) 原決定はまず、法81条1項1号の「法令」の解釈について、「法令」に何ら限定を付していない点等に照らし、「同号の「法令」は、民法を含む全ての法令……を意味すると解するのが相当である。」と確認する。

次に、同号の「違反して」の文言について、まず民法が、公共の福祉への適合等の基本原則を規定し、さらに、民法90条において公序良俗に反する行為は無効と規定している点をもって、民法とは「私権の行使に関し、市民社会における市民ないし私権の相互間の関係等を規律している」ものだ確認する。その上で、民法709条は、過失責任主義の見地から定められたものと捉えた上で、「これらのことからすれば、同条は、故意又は過失によって他人の権利等を侵害する行為をしてはならないということ（いわゆる禁止規範）を当然の前提として、かかる行為をした者に対し、損害賠償の責任を課することを定めている」と解する。そして、民法709条が適用される場合には、他人の権利等を違法に侵害する不法行為が行われたと認められることとなり、「このような場合には、上記のような規律（禁止規範）に反したものとして、法81条1項1号の「法令に違反」する行為が行われたと解することができるというべきである。」と論じ、「民法上の不法行為は、法81条1項1号の「法令に違反」する行為に含まれると解するのが相当である。」（以上下線筆者）と結論付けた。

(b) 以上の判示につき、本決定の分析に資する特色は、次の二点であろう。それは、第一に、民法709条それ自体の性質を論じた点である。それを踏まえて第二に、民法709条それ自体に「禁止規範」性を見出した点である。

本稿では、以上の原決定の解釈に対する評価を下すことはせず、当該解釈が

³³ 原々決定については、原決定の特色と類似する点が多いことから、検討を省略する。

ありうる解釈の一つと捉える。その上で、民法709条それ自体に禁止規範性を見出しているか否かは、射程を分析するに当たり重要である。なぜならば、民法709条それ自体が禁止規範であるならば、民法709条の不法行為を構成する行為は、それすなわち実定法規に対する違反と捉えられる可能性が高まり（平成7年高決参照）、その結果、法81条1項1号以外の「法令に違反」要件に対しても、不法行為が比較的容易にその要件を充足するものと解されうるからである³⁴。

（２）本決定

（a）以上を踏まえて、次に、本決定の分析を行う。

まず、本決定はいきなり、「民法709条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえない」として、民法709条の禁止規範性を明確に否定する。他方、ここで民法709条それ自体ではなく、「同条の不法行為を構成する行為」に着目し、かつ、それを、「不法行為法上違法と評価される行為」—すなわち、裁判上、民法709条の要件としての違法性が認められた行為—と読み替え、それをさらに、「一定の法規範に違反する行為」—すなわち、「違法性」要件の根底に存在する、実定的な法律の集合体たる「法律秩序」への違反行為（2.（2）（b））を念頭に置いているものと考えられる—と読み替える。そして、「行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられる」ことも加味しつつ、「これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。」（以上傍点筆者）と評価する。

ここで、この思考の流れは、原決定とは真逆である。すなわち、原決定は、まず民法709条の禁止規範性を確認した上で、そのような不法行為を行うことは「法令に違反」する行為であることを確認する（法規範→行為）。他方、本決定は、不法行為を行うことは一定の法規範に違反するという行為の性質を先に確認した上で、そのような行為は「法令に違反」する行為として、違法性を帯びるということを確認しているのである（行為→法規範・違法性）。そして、この判示部分における裁判官の根底には、不法行為それ自体が、（公益の侵害

³⁴ 窪田栄一・前掲注1）判批3頁も、原決定は不法行為の前提に禁止規範があるとして、「法令に違反」を端的に認定できたものと指摘している。

か私益の侵害かという評価を一度措いて）法的にネガティブな評価を伴う行為であり、その結果、制裁として損害賠償責任というサンクションが課せられる行為である³⁵、という思考が存在するものと考えられる。

しかしながら、民法709条の禁止規範性を否定したにもかかわらず、なぜ、不法行為が「法令に違反」する行為だとなお認められるのか、という点につき、抽象的かつ端的な説明にとどまる。従って、当該判示部分だけに着目すると、原決定に比して説得力が欠け³⁶、さらにいえば、技巧的な法解釈であると感じられなくもない。

ただし、ここで注目すべきは、判示は、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号の「法令に違反」する行為に当たると解した「としても」、同号の文理に反するものではないとしている。すなわち、この「としても」という表現からは、「法令に違反」する行為という要件に関して、考えられる解釈方法のうち、判示の解釈が選択肢の一つとして許容性があり、そしてそれ以上でもない、というニュアンスを含意しているものと思われる。裏を返せば、ここでの端的な判示の指摘だけでは、当該解釈の必要性までは導出できない、ということが暗に示されているよう³⁷。

(b) そして、この理解を前提にするならば、次に当該解釈の必要性が求められるところ、続いて判示は、「むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿うものというべきである。」とする。すなわち、本決定は、ここで上記解釈の必要性をも認めている。

そして、ここではまず、平成8年最決を参照して、法81条1項1号の趣旨を、「同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすること」と解す

³⁵ 不法行為法の制裁的機能につき、山田卓生「不法行為法の機能」淡路剛久＝伊藤高義＝宇佐美大司編『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1995年）11-18頁等参照。

³⁶ この点、窪田栄一・前掲注1）判批3頁は、不法行為が禁止規範ではないという理解を維持したため、「法令に違反」という文言と一定の乖離が生じ、「法令に違反」の素直な文理解釈とはいえないと評価する。

³⁷ 窪田栄一・前掲注1）判批3頁も、当該判示部分を「やや消極的な書きぶり」と評価している。

る³⁸。その上で次に、民法709条に着目し、「民法709条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであり、それは「当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来」する（しうる）もの」として、不法行為と、法81条1項1号第二要件を結合する。その結果、「これに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得る」と評価する。そしてこの点をもって、「同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。」と結論付けた。

すなわち、ここでも民法709条の不法行為の行為面に着目し、権利または法益を侵害するという、それ自体はあくまで私益への侵害行為であるにすぎない不法行為が、場合によっては、公共の福祉を害するという法81条1項1号第二要件をも充足する可能性があり、その結果、法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切になることも、十分に³⁹ありうると解したのである⁴⁰。

しかしながら、この論理は、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号第二要件を充足しうる、ということの説明にはなるが、民法709条の根底にある一定の法規範への違反という現象を、民法709条それ自体の禁止規範性を否定しつつ、なお「法令に違反」する行為だと解釈する根拠となるのか、

³⁸ 平成8年最決が示した当該趣旨それ自体は、学説も肯定的に捉えているものと思われる（棚村政行「判批（東京7年高決）」判例タイムズ913号（1996年）209頁、小林武「判批（平成8年最決）」南山法学21巻1号（1997年）303-304頁参照）。

³⁹ しかしながら、ここで「十分に」という強い表現を用いることが適切であるのか、という点については、疑問が残るところでもある。

⁴⁰ ただし、ここでは、「公共の福祉」の意味や、民法と刑法の峻別が問題となりうる、ということも指摘されている（窪田栄一・前掲注1）判批3頁）。とりわけ、法81条1項1号における「公共の福祉」について、宗教法人法の逐条解説によると、その意味内容は憲法と同様のものと解されている（渡部・前掲注10）379頁。また参照、昭和55年10月15日衆議院文教委員会文化庁次長答弁〔別府哲発言〕。他方、本決定では、必ずしも憲法から導出されるものとは限らない「権利又は法律上保護される利益」を侵害する行為によって、「公共の福祉」が害されうるものと判示していることから、ここでの「公共の福祉」とは、むしろ、社会公共の利益一般という抽象的な意味と捉え、「公益」とほぼ同じ意味と考える、行政法上の「公共の福祉」の意味（興津・前掲注7）3頁）として用いている、という理解も考えられなくはないだろう。

という点で、一見すると疑問である。

ただし、今一度、法81条1項1号を確認すると、ここでは「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（傍点筆者）と規定されている。すなわち、同号は、「法令に違反し、かつ、著しく……」といった区切りがなく、連続的に要件を規定している。ここから、法令に違反する行為は、それが公共の福祉を害するという効果を生じさせることまでを想定していることが見て取れる⁴¹。この絶妙な法的建付けと、本決定が一貫して「行為」に着目していた点、さらに、本決定が不法行為を「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するもの」とわざわざ捉え直した点を踏まえると、本決定では、次のような思考が根底に存在する可能性がある。

すなわち、「法令に違反」という点だけを切り出して、民法709条の性質云々という、狭く抽象的な側面に着目するのではなく、より大局的に、不法行為という実体的な側面を捉え、法81条1項1号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」の一部分としての「法令に違反」する行為という点を解釈すべきだ、ということが法81条1項1号の趣旨から導かれた、という思考である。さらにいえば、同号の力点は、実体的な要件であり、まさに宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるような、「著しく公共の福祉を害することが明らかな行為」という、宗教法人の行為の結果にあると本決定は捉え、そうである以上、「法令に違反」する行為という要件は、抽象的なレベルでも何らかの一定の法規範への違反が観念できるならば、それで十分である、という考えが根底に存在する可能性がある。

そして、このような理解は、法が宗教団体に宗教法人格を取得しうることとしたのは宗教団体の公益目的を保護するためであり、宗教法人の活動または行為が公益を害し、法によって法人格を認める実質的意義を有しなくなったなどの場合に、裁判所の関与の下に宗教法人の解散を命じ、よって法人格を剥奪するものである、という解散命令それ自体の目的⁴²とも整合性が保たれている。

⁴¹ この点、昭和26年3月24日参議院文部委員会政府委員答弁においても、法令に違反する行為と、当該行為が著しく公共の福祉を害するという二つの要件につき、「この両者を一本にした解釈をとつて」いる、という発言（篠原義雄発言）が存在する。

⁴² 渡部・前掲注10) 374頁。また、田近・前掲注10) 33頁は、法81条1項1号が規定する解散事由の趣旨を、「法人制度の濫用がされないようにするためだ」という法人制度の

付言すると、前段から続く判示の根底には、不法行為の性質に対する規範的評価を下すことを回避するために、不法行為それ自体の議論に踏み込まず、不法行為それ自体がネガティブな性質を有する以上、法81条1項1号は不法行為を積極的に除外している規定であるといえるか、という点だけを端的に検討した、という思考が存在する可能性もあろう。

(c) 最後に、判示では、解散命令は信者の宗教上の行為の禁止ないし制限という法的効果を一切伴わないものであることを、平成8年最決を参照しつつ確認した上で⁴³、「ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。」とも指摘する⁴⁴。

この点、法81条1項1号は、本件法人が問題視する「法令に違反」する行為という要件とともに、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」という、実体面を審査し、かつ、厳格な要件を設けている。そして、こちらの要件の厳格さをもって、法81条1項1号単独で見ても、「不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない」ということを確認したものと思われる⁴⁵。

論理に基づくものと理解すべきである。」と指摘する。

⁴³ 法1条2項も参照。ただし、当該理解それ自体に対して、批判も存在するところである(日笠完治「判批(平成8年最決)」判例セレクト'96(法学教室別冊198号)12頁(1997年)参照)。

⁴⁴ なお、本件法人は、いわゆる成田新法事件(最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁)を参照し、不法行為を法81条1項1号の「法令に違反」する行為に該当すると解することは憲法31条違反である、という主張をしており、当該判示部分は、当該主張に対応するものと解する余地もある。この点、原決定は、当該主張に対して、正面から、法81条1項1号第二要件の厳格性に照らして、予測困難性に係る当該主張を採用することはできないと結論付けた。

⁴⁵ ちなみに、窪田栄一・前掲注1)判批3-4頁は、この判示部分を、不法行為が法81条1項1号の「不法行為」に該当すると解釈すること(4.(2)(a)及び(b))に対する「許容性」を論じるものと捉えている。

なお、当該判示部分について付言すると、法81条は、信教の自由を保障するとの見地から、行政上の裁量によって宗教法人に対し解散命令がなされることがないように

5. おわりに——本決定の射程

以上、本決定によると、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号の「法令に違反」する行為に該当するという理解は、不法行為の性質に加えて、法81条1項1号の趣旨解釈に由来するものである。また、本決定は、民法709条それ自体の禁止規範性を認めていない。さらに、不法行為が、法81条1項1号第二要件でもある、公共の福祉をも害する可能性がある、という点も決め手の一つとなっている。そうである以上、本決定の射程は、民法709条の不法行為を構成する行為を根拠とした、法81条1項1号に基づく解散請求並びに法78条の2に基づく報告徴収及び調査が争われる事案にしか及ばない。すなわち、本決定をもって、その他の法令が定める「法令違反」要件は不法行為によって充足されるものと直ちに解することはできない。

しかしながら、ここで注意を要するのは、本決定は一般論として、「同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられる」と指摘した上で、法81条1項1号の趣旨解釈に至る前段階で、「同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。」と指摘している。すなわち、当該判示に依拠するならば、本決定は、民法709条の不法行為を構成する行為が、「法令に違反」する行為という要件に該当する、という解釈それ自体は、文理解釈上、選択肢の一つとしてありうることもまた認めている。従って、「法令違反」を要件とする他の規定については、以上の解釈に対し、当該要件を定める規定を含む法令解釈を踏まえて、当該選択肢に伸るか反るか、ということが個別具体的に判断されることとなろう。

その際、とりわけ行政法規が定める「法令違反」要件を検討する際は、まず法令側につき、法令違反を要件とする趣旨（公益の保護か、組織の適正性確保か等）等に関して、法令解釈が行われることとなろう。これは、本決定に即し

するために、所轄庁ではなく、裁判所が解散を命ずるものとしている（渡部・前掲注10）380頁。また参照、笹田栄司「判批（平成8年最決）」重判平成7年度（ジュリスト臨時増刊1091号）15頁（1996年）。この点からも、法81条1項1号は、「宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない」と解した本決定の当該判示は、妥当なものであろう。

ていえば、法81条1項1号の趣旨解釈が対応する⁴⁶。

また、不法行為法上の違法性の評価が、あくまで専ら私人間の利益調整のルールへと還元された上で抽出されるものであり⁴⁷、これ自体はあくまで私益の侵害を念頭に置いている点や、不法行為の態様も様々であり、その具体的態様を裁判上で評価した上で違法性が決せられるという点⁴⁸に鑑みると、不法行為の存在により即座に「法令違反」要件の充足を認めることは、基本的にはできないものと思われる。結局のところ、個別具体的な不法行為の態様をも加味した上で、例えば、当該不法行為が結果的に私益だけではなく行政法規が保護しようとする公益をも害するか否か、といったような行為面もまた、考慮されなければならないものと思われる⁴⁹。ただし、本決定は、本件法人の具体的な不法

⁴⁶ 他方で、一般論として、「法令に違反」という要件に際して、ここでの「法令」とは、そもそも当該要件を規定する法律及び法規命令だけが想定されてきた場合もありうる。この場合、ここでの「法令」が、実は民法（不法行為法）等その他の法令も含まれる、という不意打ち的な解釈がなされるならば、明確性の原則や予測可能性等との抵触といった問題も生じうるため、慎重な検討が行われなければならないことは言うまでもない。そして、このことは、本決定に基づくならばあくまで禁止規範であるわけではない不法行為を（4.（2）（a））、積極的な根拠なく安直に「法令違反」と解することに対しても、同様であろう。（4.（2）（c）及び前掲注44も参照）。

⁴⁷ 藤田・前掲注25）221頁。また参照、能見善久「不法行為の機能・要件の再構成」NBL937号（2010年）20頁、24-25頁。

⁴⁸ 現に、民法上の判例では「違法性」の用語法自体が一定していないという点を指摘した上で、このような態度が生じる要因として、不法行為の判断が諸考慮の複合体であり、違法性概念が伸縮性に富むという性質を指摘する見解が存在する（広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅲ』（有斐閣、1998年）624-629頁〔瀬川信久〕参照）。

⁴⁹ ここで、本決定の評釈という本稿の本旨から逸脱するきらいもあるが、「法令違反」を要件とするその他の法令のうち、法令違反を認証取消しの要件として規定するNPO法を題材として、本決定が示唆する考慮要素を敷衍することとする。

前提として、NPO法41条に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）に対する調査の結果、法令及び法令に基づいてする行政庁の処分等に違反することや、その運営が著しく適性を欠くと認めること等のいずれかが認められる場合には、同法42条に基づき、NPO法人に改善命令を行う権限が所轄庁に与えられる。その上で、同法43条1項は、NPO法人が上記命令に違反した場合であってほかの方法により監督の目的を達することができない場合等において、NPO法人の設立の認証を取り消すことができる」と規定する一方、同条2項は、NPO法人が法令に違反した場合において、前

行為が法81条1項1号の要件を充足するかといった、具体的な当てはめを行っ

条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ずに、NPO法人の設立の認証を取り消すことを認める。すなわち、ここでは、改善命令を経るか否かにつき、法令違反の有無が決定的な要素となるため、検討素材として有用であろう。

さて、以上の規定における「法令」とは、NPO法に限らず、本法に基づく法規命令や条例、そしてその他の法令が含まれるものと解されている（堀田力＝雨宮孝子編『NPO法コンメンタール』（日本評論社、1998年）253、258頁〔雨宮孝子〕、熊代昭彦編著『新日本のNPO法』（ぎょうせい、2003年）131-132頁）。その上で、ここでの法令違反に不法行為が含まれるかについて、本稿で結論を下すことはしないが、本決定に即して、考慮すべき要素を数点指摘する。

第一に、根拠規定の解釈が行われるべきであろう。例えば、NPO法42条は、改善命令の対象として、法令違反とは別に、「その運営が著しく適性を欠く」という要件も規定しており、不法行為は素直にこちらの受け皿で受け入れるべきだという解釈が考えられる。とりわけ、雨宮・同上258頁によると、後者の要件は、一般的には、本件法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められる場合が想定されており、本決定に照らすならば、なおさら、不法行為はこちらの受け皿で受け入れるべきものと解されよう（4.（2）（b）参照）。

また、認証取消しはNPO法人の解散事由とされており（NPO法31条1項7号）、その結果、NPO団体の法人格が剥奪されることとなり、法人格を有することで得られるメリットを享受できなくなるため、これを重大な不利益だと評価するならば、改善命令を経ずに認証取消しを認める「法令違反」ルートを狭く解し、そこに不法行為を含めることを否定する要素となろう。ただし、ここでのNPO団体が法人格を取得するメリットとは、例えば、法人格の不存在を理由とした補助金の交付及び委託事業の受注の拒否を防ぐことや、法律上の位置づけ及び団体内の責任を明確化することによる社会的信頼の獲得といった、事実的なものが想定されている（熊代・同上31-32頁参照）。従って、このようなメリットを享受できなくなることは、認証の取消しに伴う付随的な効果に過ぎないものと評価して、「法令違反」に不法行為を含める解釈を肯定する方向に作用させるということも、一つの評価としてありうる（4.（2）（c）参照）。

他方、NPO法の目的は、事業活動が適正であって公益の増進に資するNPO法人の認定に係る制度を設けることなどによって、NPOの健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することである（同法1条）。この点を踏まえた上で、不法行為が公益をも害するということが（十分に）ありうるという点をもって、同法の目的を実効的に実現するために、同法43条2項に基づく速やかな解散命令を実施するべく、不法行為を「法令違反」に含めることを肯定的に評価する、という解釈も、強引ではあるが有りうる

ていないため、この点に関してはあくまで推測の域を出ないが、しかしながら、このことは、本決定が不法行為の態様と法81条1項1号第二要件との関係性を考慮している点からも、推知することができる⁵⁰。

〔追記〕脱稿後、匿名記事「判批」判例タイムズ1535号（2025年）65-68頁に接した。

かもしれない（4.（2）（b）参照）。しかしながら、同法43条2項それ自体は、宗教法人法81条1項1号とは異なり、単に「法令に違反した場合」のみを要件として定めているにすぎず、ここで要件規定とは別の条文である、NPO法1条の目的規定を強引に取り込んで解釈を行うことに対しては、明確性の原則や予測可能性との抵触が懸念されるところでもあろう（4.（2）（c）及び前掲注44、46も参照）。

⁵⁰ なお、この点は、本件に即していえば、現在係争中の本件法人に対する解散命令請求の可否を判断する中で考慮されるべき点である。この点に関して、本件法人に対する解散命令の請求を認めた東京地決令和7年3月25日公刊物未搭載（LEX/DB 25622421）において、本件法人が行った32件の民事判決（献金勧誘等）につき、一定の「類型的傾向」の存在を確認した点や、本件法人の献金勧誘等行為は「総体として」法81条1項1号の要件に該当するものと判示した点が注目されよう。

それゆえ、不法行為を理由とした本件法人への解散命令の適法性・合憲性が争われるものと思われる、上記地裁決定を含む今後の司法判断の動向については、「私益の侵害行為（の総体）は、いかなる場合に、公共の福祉（公益）への侵害という性質をも帯びることとなるのか」という視点からも、注視されるべきものと筆者は考える。